

一般社団法人三重県建築士会 慶弔規程

平成 26 年 2 月 19 日理事会承認

令和 2 年 2 月 7 日理事会承認

- 第 1 条 この規程は一般社団法人三重県建築士会細則第 16 条の規定に基づき、祝意、弔意に関する必要な事項を定めるものである。
- 第 2 条 会員の慶弔に際しては、この規程により祝意または弔意を表す。
- 第 3 条 会員が大臣または国家褒賞ならびに叙勲等を受け本会の名声を高らしめたるときはこれを顕彰し、顕彰状ならびに別表-1 相当の記念品を贈って祝意を表し榮譽をたたえる。
- 第 4 条 役員、会員、職員の弔意は慶弔規程基準により金品を贈って弔意を表す。但し、会員の弔意は、その会員が所属する支部において措置をとるものとする。
- 第 5 条 前条の規定に該当する事実を役員または支部長から通告のあったときは、事務局長は遅滞なく会長に報告するとともに贈呈の手続きをとらねばならない。
- 第 6 条 顧問等、本会に著しく功労があった者の慶弔または特別の事由により総務委員会が必要と認めた場合は、この規程を準用し、贈呈することができる。
- 第 7 条 この規程の設定及び改廃は、総務委員会に諮り理事会の決議による。

附 則

- この規程は平成元年 7 月 5 日より適用する。
- この規程（第 4 条）別表-2 は平成 11 年 12 月 15 日より適用する。
- この規程は平成 26 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は令和 2 年 2 月 8 日より適用する。

別表-1（第 3 条）

区分	記念品	備 考
大臣表彰	10,000 円程度	
国家褒賞	20,000 円程度	
叙 勲	20,000 円程度	

一般社団法人三重県建築士会 慶弔規程基準

平成25年11月13日改正

令和2年2月5日改正

一般社団法人三重県建築士会慶弔規程における本部から各会員への連絡は次のように行う。

		本部からの連絡先	慶弔規程(本部)より	
			生花	香典
会長、副会長	本人	理事	○	¥20,000
	配偶者	正副会長、支部長	○	¥10,000
	直系の両親	正副会長、支部長	○	¥10,000
	子供	正副会長	○	¥10,000
専務理事、 常任理事、支部長、	本人	理事	○	¥10,000
	配偶者	正副会長、支部長	○	¥10,000
	直系の両親	正副会長、支部長	○	¥10,000
	子供	正副会長	○	¥10,000
理事、委員長 監事、事務局長	本人	理事	○	¥10,000
	配偶者	正副会長	○ or ¥10,000	
	直系の両親	正副会長	○ or ¥10,000	
	子供	正副会長	○ or ¥10,000	
委員会委員	本人	委員、会長、担当副会長	なし	¥5,000
	配偶者、直系の両親、子供	委員、会長、担当副会長	¥5,000	
正会員	本人	なし	なし	¥5,000
	配偶者	なし	なし	
事務職員	本人	理事	なし	¥5,000
	配偶者	正副会長	¥5,000	
顧問 (会長、副会長経験者)	本人	正副会長、支部長	○	¥10,000
	配偶者	正副会長、支部長	○ or ¥10,000	
	直系の両親	なし	なし	
	子供	なし	なし	

(注)連絡はするが、参列されるかどうかは各自で判断する。

附 則

1. この慶弔基準は総務委員会に諮り決する。
2. 病気等の為に会員を退会された場合は、1年間に限り会員と同等とすることが出来る。
3. 葬儀受付等に事務職員を派遣することが必要な場合は、会長がそれを判断する。
4. 本部からの連絡については、会長が認めた場合はこの限りではない。
5. この基準は令和2年2月5日より適用する。